

○石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

(1) 医療費等の申請に係る医学的判定の状況

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		<b>87件</b> ( 中皮腫 67件 肺がん 13件 石綿肺 5件 びまん性胸膜肥厚 2件 )
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	<b>55件</b> ( 中皮腫 46件 肺がん 9件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件 )	<b>10,414件</b> ( 中皮腫 8,508件 肺がん 1,704件 石綿肺 35件 びまん性胸膜肥厚 167件 )
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの <sup>※4</sup>	<b>16件</b> ( 中皮腫 7件 肺がん 2件 石綿肺 5件 びまん性胸膜肥厚 2件 )	<b>2,174件</b> ( 中皮腫 761件 肺がん 848件 石綿肺 283件 びまん性胸膜肥厚 282件 )
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	<b>16件</b> ( 中皮腫 14件 肺がん 2件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件 )	<b>387件(169件)<sup>※5</sup></b> ( 中皮腫 255件(107件) 肺がん 127件(59件) 石綿肺 2件(2件) びまん性胸膜肥厚 3件(1件) )

※3 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※4 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。

※5 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

## (2) 特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況

(施行前死亡者<sup>※6</sup>に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		<b>0件</b> (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	<b>0件</b> (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	<b>163件</b> (中皮腫 5件 肺がん 151件 石綿肺 2件 びまん性胸膜肥厚 5件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの <sup>※9</sup>	<b>0件</b> (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	<b>402件</b> (中皮腫 21件 肺がん 355件 石綿肺 18件 びまん性胸膜肥厚 8件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	<b>0件</b> (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	<b>34件(12件)<sup>※10</sup></b> (中皮腫 3件(1件) 肺がん 30件(10件) 石綿肺 0件(0件) びまん性胸膜肥厚 1件(1件))

※6 施行前死亡者は、中皮腫及び肺がんについては平成18年3月27日より前に死亡した者を指し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、これらの疾病が指定疾病として追加された平成22年7月1日より前に死亡した者を指します。

※7 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※8 特別遺族弔慰金等の請求(中皮腫)については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(救済給付の支給関係)について(通知)(令和元年5月7日 環保企発第1905071号 環境省大臣官房環境保健部長通知)」等に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。)には、機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。認定状況については、機構のホームページ(<http://www.erca.go.jp>)を御覧ください。

※9 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※10 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(未申請死亡者に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		<b>23件</b> 〔中皮腫 14件〕 〔肺がん 4件〕 〔石綿肺 3件〕 〔びまん性胸膜肥厚 2件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	<b>9件</b> 〔中皮腫 8件〕 〔肺がん 1件〕 〔石綿肺 0件〕 〔びまん性胸膜肥厚 0件〕	<b>1,546件</b> 〔中皮腫 1,201件〕 〔肺がん 313件〕 〔石綿肺 6件〕 〔びまん性胸膜肥厚 26件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの <sup>※12</sup>	<b>4件</b> 〔中皮腫 0件〕 〔肺がん 1件〕 〔石綿肺 3件〕 〔びまん性胸膜肥厚 0件〕	<b>647件</b> 〔中皮腫 295件〕 〔肺がん 214件〕 〔石綿肺 85件〕 〔びまん性胸膜肥厚 53件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	<b>10件</b> 〔中皮腫 6件〕 〔肺がん 2件〕 〔石綿肺 0件〕 〔びまん性胸膜肥厚 2件〕	<b>55件(42件)<sup>※13</sup></b> 〔中皮腫 27件(18件)〕 〔肺がん 24件(21件)〕 〔石綿肺 2件(1件)〕 〔びまん性胸膜肥厚 2件(2件)〕

※11 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※12 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※13 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(参考) 今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

令和3年1月13日 第369回石綿健康被害判定小委員会審査分科会  
 令和3年1月29日 第370回石綿健康被害判定小委員会審査分科会  
 令和3年2月5日 第112回石綿健康被害判定小委員会石綿肺等審査分科会  
 令和3年2月19日 第195回石綿健康被害判定小委員会